

真庭市立小・中学校長 様

真庭市教育委員会教育長

長期休業中の学校閉庁日の設定について(通知)

平素より学校教育の充実に御尽力くださり感謝申し上げます。また、教職員の多忙化が社会問題化する中、適切な勤務管理を行っていただいているところです。

さて、お盆の期間や年末・年始の期間は学校業務閑散期であり、この期間を学校閉庁日とすることは教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図る上で効果的であるとともに、省エネルギー対策になると考えております。

つきましては、今年度の長期休業中の学校閉庁を下記のとおり実施いたしますので、各校での対応についてよろしく願いいたします。

記

1 目的

- 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン
 - ・1か月の在校等時間について、時間外勤務45時間以内
 - ・1年間の在校等時間について、時間外勤務360時間以内が示され、教職員の多忙化が社会問題化している中にあり、安心して休暇取得できる体制を整え心身の健康増進を図る。
- 公立学校においてお盆、年末・年始期間中における業務は少なく、無駄なエネルギー消費を抑え、省資源及び省エネルギーを推進する。
- 休暇取得を推進し、計画的に休暇を取得する風土を醸成するとともに、教職員が地域活動や社会貢献活動等に参画しやすい体制を整える。

2 学校閉庁期間

- 令和8年8月10日～8月16日の連続7日間
 - 令和8年12月28日
- *この期間に祝日、土曜日、日曜日が含まれる場合にも新たな閉庁日は設けない。

3 その他

- 緊急時の連絡は、教育委員会学校教育課を通して学校長に行う。
- やむを得ない場合を除き学校に勤務者を置かない。

【重点事項】

- (1) 今年度は、8月10日～16日、12月28日を学校閉校日とし、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図る。併せて業務閑散期の省エネルギー対策を行う。
- (2) 学校閉庁期間は、原則的に学校勤務者を置かず部活動も行わない。
- (3) 閉庁日の勤務態様は、夏季特別休暇、有給休暇、週休日の振替等とする。
- (4) 保護者・地域等からの連絡受付窓口は、真庭市教育委員会学校教育課とし、保護者及び市民への周知を図る。(学校は保護者・関係者連絡、市はHP掲載)
- (5) 学校閉庁期間に緊急事案等発生の際は、真庭市教育委員会学校教育課から当該校校長に連絡する。
- (6) 本措置は、働き方改革の視点から教職員の心身のリフレッシュ及び休暇取得促進のために実施するものである。したがって、学校長等の管理職は自ら率先して休暇取得を心がけ、休暇を取得しやすい風土づくりを進める。また、人材育成を図る上からも、長期休業中の日直勤務等の導入を検討し、若手教員の時から学校の管理・運営事項への参画機会の充実に努めるものとする。